

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名		化製場等に関する法律			法令番号		昭和 23 年法律第 140 号				
手続名		魚介類鳥類等製造貯蔵施設の許可			根拠条項		第 8 条				
審査基準	魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造及びその製造の施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにするこれらの物の貯蔵及びその貯蔵の施設を設けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 1 申請書記載事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 施設の所在地 (3) 施設の構造設備の概要 (4) 製品及び取扱原料の種目並びに処理方法 (5) 化製場等に関する法律第 4 条各号に掲げる場所に関する事項 (6) 施設の管理者の氏名及び住所 2 添付書類 (1) 申請者が法人である場合は、定款の写し (2) 施設の構造設備及び周辺の区域の状況を明らかにした図面 (3) 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。 ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。 (4) 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認できる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。 3 許可条件 (1) 法第 4 条を準用 (2) 化製場等に関する条例第 3 条第 1 項の規定(貯蔵施設の構造設備の基準については、化製室に関する部分を除く。)を準用する。この場合において、同項中「化製室」とあるのは、「製造室」と読み替えるものとする。										
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間		15 日	目次	
							標準経由期間		日	No.	